

【再開】

申請手続きのご案内

以下の注意事項を必ずご確認ください。

- 令和 7 年 4 月 1 日以降の購入品（領収年月日）が対象です。
- 申請受付期間は令和 7 年 10 月 14 日（火）から令和 7 年 12 月 26 日（金）、午後 5 時 00 分 まで（オンライン申請も含む）になります。
- 「防犯設備の設置」は世帯、「防犯物品の購入」は個人を単位として申請できます。
- 過年度及び本年度に本補助金の交付を受けた項目については、再度、申請することはできません。
- 他の補助金の交付を受けた項目については、申請することはできません。
- 偽りその他不正な手段（転売目的等）により本補助金の交付を受けた項目は、補助金の全部又は一部を返還していただく場合があります（必要に応じて現地調査を行う場合があります。）。

【防犯対策補助金（再開）ホームページQRコード】

オンライン申請もできます。

くわしくはHPをご確認ください。



足立区危機管理部危機管理課生活安全推進係

〒120-8510 足立区中央本町一丁目17番1号

電話番号：03-3880-5838

目 次

1	対象者	P	3
2	申請の流れ	P	3
3	個人向け提出書類	P	4
4	補助対象物品一覧	P	6
5	よくあるご質問	P	8
6	補助額算出例	P	10

1 対象者

個人向け

購入された製品により、申請種別が「防犯設備の設置」「防犯物品の購入」の2種類に分かれています（併用可能）。

ア 区内の住宅に対象の防犯設備を設置し、当該住宅に居住する方

⇒ 防犯設備の設置【P 4】

イ 区内に居住し、対象の防犯物品を購入した方

⇒ 防犯物品の購入（1項目につき1品まで）【P 5】

※ 共同住宅向け補助金は、今回ありません。

2 申請の流れ



※ 「申請書類の提出」から「補助金交付」まで2か月程度かかります。

3 個人向け提出書類

「防犯設備の設置」「防犯物品の購入」のいずれかで、申請書類が異なります。どちらに該当するかは、交付申請書裏面の別紙を確認してください。

(1) 防犯設備の設置

足立区防犯対策に係る防犯設備の設置及び物品購入補助金交付申請書（防犯設備の設置）

- ア 交付申請書裏面の別紙1「支払額」も記入してください。
- イ 交付申請書に添付されている【誓約書】の内容を事前に確認いただいた上で申請してください。

申請者名、領収者名、防犯設備の製品名（型番）、設置工事等の内容、その施工日又は購入日、支払金額（税込み）、領収年月日等が記載された領収書その他の書類の写し（レシート不可）

- ア 令和7年4月1日以降の購入品（領収年月日）を対象としているため、領収年月日が令和7年3月以前のものは対象外となります。
- イ インターネットで購入された場合でも必要です。「請求書」「納品書」「適格請求書」は領収書その他の書類とはなりませんので注意してください。
- ウ 商品券やギフト券などの金券、ポイント等を利用して購入した場合、その額は補助金の算定からは除外します。
- エ 購入された方への補助金のため、領収書の氏名が申請者と相違している場合は、原則、申請できません。やむを得ない事情で代理購入をする場合は、別途、代理購入者が申請者から購入代金を受け取った旨の領収書を作成し、あわせて提出してください。

申請者の本人確認書類（氏名、住所、及び生年月日が分かる公的な証明書）の写し

- ア 運転免許証の場合は、裏面も提出してください。
- イ マイナンバーカードの場合は、裏面の提出は不要です。
- ウ 健康保険証の場合、表面に住所の記載がない場合は、裏面も提出してください。

購入した製品の施工後又は設置後の写真

- ア 施行前の写真、インターネット上の写真、カタログ、製品が入っていた箱、取扱説明書の写しではありません。

防犯カメラを設置する場合、当該防犯カメラの性能が確認できるカタログの写し、防犯カメラの設置箇所が確認できる住宅全体の写真

- ア 防犯性能がわかるカタログの写しを提出してください。
- イ 住宅のどこの位置に防犯カメラが設置されたかわかる写真を提出してください。

(2) 防犯物品の購入

足立区防犯対策に係る防犯設備の設置及び物品購入補助金交付申請書（防犯物品）

ア 交付申請書裏面の別紙2「支払額」も記入してください。

申請者名、領収者名、防犯物品の製品名（型番）、購入日、支払金額（税込み）、領収年月日等が記載された領収書その他の書類の写し（レシート不可）

ア 令和7年4月1日以降の購入品（領収年月日）を対象としているため、領収年月日が令和7年3月31日以前のもものは対象外となります。

イ インターネットで購入された場合でも必要です。「請求書」「納品書」「適格請求書」は領収書その他の書類とはなりませんので注意してください。

ウ 商品券やギフト券などの金券、ポイント等を利用して購入した場合、その額は補助金の算定からは除外します。

エ 購入された方への補助金のため、領収書の氏名が申請者と相違している場合は、原則、申請できません。やむを得ない事情で代理購入をする場合は、別途、代理購入者が申請者から購入代金を受け取った旨の領収書を作成し、あわせて提出してください。

申請者の本人確認書類（氏名、住所、及び生年月日が分かる公的な証明書）の写し

ア 運転免許証の場合は、裏面も提出してください。

イ マイナンバーカードの場合は、裏面の提出は不要です。

ウ 健康保険証の場合、表面に住所の記載がない場合は、裏面も提出してください。

バイクを所有していることがわかる書類の写し

ア 標識交付証明書、自動車検査証等の写し

購入した防犯物品の設置後の写真

ア インターネット上の写真、カタログ、箱や取扱説明書の写しではありません。

4 補助対象物品一覧

(1) 防犯設備の設置

	補助対象（項目）	補助率	補助上限額
侵入盗対策			
1	防犯カメラの設置 注1	2／3	40,000円

注1 侵入者が容易に認識できる形状であり屋外に設置したものに限りです。

注2

注3

注4

注5 項目ごとに個数の上限は設けず、合算した額を支払額とします。

(2) 防犯物品の購入

	補助対象（項目）	補助率	補助上限額
オートバイ盗対策			
9	チェーンロック	1／2	1,500円
10	ディスクロック		1,500円
11	バイクカバー		1,500円
12	ブレードロック		2,000円
13	U字ロック		1,500円

注 全ての項目のうち3項目まで、1項目につき1品までを対象とします。

5 よくあるご質問

1	Q	過去に補助金交付を受けた物品等を、再度、申請することは可能ですか。
	A	できません。過年度または同一年度において、申請した項目以外の物品等のみ申請できます。
2	Q	今年度に交付決定を受けた物品等について、再度、申請することは可能ですか。
	A	できません。同一の物品等を同一年度に複数回、申請することはできません。なお、申請した項目以外の物品等については、申請することができます。
3	Q	補助対象製品の購入について、区外店舗やインターネット等でも補助対象となりますか。
	A	なります。インターネット等で購入した場合でも、領収書が必要です。なお、「注文完了メール」や「適格請求書」等は、支払いが完了したことが分かりませんので、領収書の代わりにはなりません。
4	Q	レシートを領収書として提出することは可能ですか。
	A	できません。レシートでは購入者が不明となるため、領収書の提出をお願いします。
5	Q	商品券等の金券やポイント等を利用して補助対象製品を購入した場合、補助対象額はどのようになりますか。
	A	商品券等の金券やポイント等を差し引いた後の金額（実際に支払った金額）が補助対象額となります。
6	Q	補助対象物品の設置に要する費用は、全て補助対象となりますか。
	A	防犯カメラの設置の出張費、部材費、配線工事等は補助対象外になります。（防犯カメラの取付費のみ対象）また、オートバイ盗対策物品の取付費は補助対象外になります。
7	Q	防犯カメラ3台の購入・設置した場合、1台ごと補助の対象となりますか。
	A	なりません。台数ごとではなく、項目ごとの合計額が対象額になります。
8	Q	店舗や事務所部分への設置は対象となりますか。
	A	なりません。本補助金事業は、住宅の防犯対策のための事業となります。ただし、自宅と兼用等の場合、家の形状、購入する物品、「住宅」部分として判別できるのであれば補助の対象となります。ご不明な場合は、事前に相談してください。 例）表札や住宅用ポストがある 等
9	Q	新築住宅に付随している防犯物品については、補助対象となりますか。
	A	防犯物品の購入・設置の領収書を提出できれば対象となります。ただし、新築物件の全体の領収書では、申請できません。

10	Q	防犯カメラを設置するに当たり、記録用メディア（SDカード等）を購入した場合に補助対象となりますか。
	A	防犯カメラの購入時に合わせて、必要最低限の範囲内において購入した記録用メディア（関連機器等）や電池等は補助対象となります。なお、本事業は譲渡・転売等の目的で購入した場合、補助を受けられませんので注意してください。
11	Q	防犯カメラは、室内に設置しても補助を受けることができますか。
	A	できません。防犯カメラは、犯罪を未然に防ぐことが目的のため、犯行を行おうとする者が家屋の外から確認できる箇所に設置した場合のみが補助の対象となります。家内の監視カメラ等、外から確認できない場所に設置した場合は、補助の対象外となります。
12	Q	設置・取り付け等の手配ができなかった場合等に、知人に依頼した際（専門業者以外が設置交換）の謝礼・報酬等も補助対象となりますか。
	A	なりません。安全面等の観点から、専門業者の領収書があった場合に限り補助対象とします。
13	Q	リース契約した物品は対象になりますか。また、リース契約の月額以外の初回設置費用のみの申請は対象となりますか。
	A	なりません。リース契約は「購入」ではなく「借りている」状態のため、初回設置費用のみの申請であっても対象外となります。
14	Q	中古品でも補助対象となりますか。
	A	なりません。ただし、防犯機能上、有用な機器等であれば補助対象とする場合がありますが、譲受品、個人間での購入品（フリマアプリ等を含む。）は対象外です。また、当該アプリ上で正規の業者として品物を売っている場合も対象外です。
15	Q	請求書兼口座振替依頼書について、申請者と口座の名義（補助金を受け取る人）が違うが請求できますか。
	A	できません。請求者（申請者）に対する補助金のため、申請者と口座の名義は同一人物としてください。ただし、未成年者で口座がない場合は、口座振替依頼書の提出前に相談してください。
16	Q	令和7年度防犯対策に係る防犯設備の設置及び物品購入補助金をすでに申請（センサーライトの設置）した場合は、本補助金事業（再開）で防犯カメラの設置の申請することはできますか。
	A	過去に同項目で本補助金の交付を受けていなければ、申請することができます。
17	Q	Q16の場合、区補助金と都補助金の両方を受け取れますか。
	A	都補助金は年度内1回限りの申請となるため、区補助金のみの交付となります。

6 補助額算出例

都補助金相当額の上限額は20,000円となります。都補助金相当額算出後、区独自補助額を算出し、合算します。算出式は以下を参考にしてください。

(1) 算出式

ア 都補助金相当額の算出式

$$\text{支払合計額} \times 1/2 = \text{都補助金相当額①}$$

※ 上限20,000円（1,000円未満切り捨て）

イ 区独自補助額の算出式（項目ごと）

$$(\text{支払額} - \text{① (都補助金相当額を按分)}) \times \text{区補助率} = \text{区独自補助額②}$$

※ 項目ごとに補助率・補助上限額は異なる（100円未満切り捨て）

ウ 補助金交付額

$$\text{都補助金相当額①} + \text{区独自補助額②} = \text{本補助金事業の補助金交付額}$$

(事例1) 防犯カメラ 60,000円

ア 都補助金相当額の算出式

$$60,000\text{円} \times 1/2 = \boxed{20,000\text{円}} \text{ (上限額)}$$

イ 区独自補助額の算出式

$$(60,000\text{円} - \boxed{20,000\text{円}}) \times 2/3 = \boxed{26,600\text{円}}$$

$$\text{※ } 20,000\text{円} \times (60,000\text{円} \div 60,000\text{円}) = \boxed{20,000\text{円}}$$

ウ 補助金交付額

$$\boxed{20,000\text{円}} + \boxed{26,600\text{円}} = \mathbf{46,600\text{円}}$$

(事例2) バイクカバー 2,000円

ア 都補助金相当額の算出式

対象外（0円）

イ 区独自補助額の算出式

$$2,000\text{円} \times 1/2 = \boxed{1,000\text{円}}$$

ウ 補助金交付額

$$0\text{円} + \boxed{1,000\text{円}} = \mathbf{1,000\text{円}}$$

足立区防犯対策に係る防犯設備の設置及び物品購入補助金交付申請書（防犯設備の設置）

足立区防犯対策に係る防犯設備の設置及び物品購入補助金について、足立区防犯対策に係る防犯設備の設置及び物品購入補助金交付要綱第 5 条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。あわせて、【誓約書】の内容を確認し、その内容に誓約します。

記

申 請 日	年 月 日		
ふ り が な			
氏 名			
住 所	足立区 ☐ 自己所有 ☐ 自己所有以外（必要に応じて所有者の同意を得てください。）		
電 話 番 号			
補助対象物品番号※1		補助金交付申請額※2、3	円

※1 支払額は裏面に記入

※2 当該年度の初回申請に限り、支払額から、別紙 1 XXXXXXXXXX の支払額を合算した額（以下「合算額」という。）に 2 分の 1 を乗じて得た額（その額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額（その額が 2 万円を超えるときは、2 万円）。以下「加算額」という。）に当該支払額を合計額で除して得た率を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した額）を、控除して得た額に、補助率を乗じて得た額（その額に 100 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額（その額が補助上限額を超えるときは、当該補助上限額））＋加算額

※3 上記 2 以外の申請の場合は、支払額に補助率を乗じた補助上限額以内の額（100 円未満切り捨て）

- 【添付書類】
- 領収書の写し（申請者の氏名、領収書の発行者名、防犯設備の製品名（型番）、設置工事等の内容、その施工日又は購入日、支払金額（税込み）、領収年月日等が記載されたもの）
 - 申請者の本人確認書類（氏名、住所及び生年月日が分かる公的な証明書）の写し
 - 施工後又は設置後の写真
 - 防犯カメラを設置する場合にあっては、当該防犯カメラの性能が確認できるカタログの写し、設置箇所が確認できる住宅全体の写真
 -
 -
 - その他区長が必要と認めた書類

【裏面】

別紙 1

番号	補助対象	支払額	補助率	補助上限額
侵入盗対策				
1	防犯カメラの設置 注 1		2 / 3	40,000円

注 1 侵入者が容易に認識できる形状であり野外に設置したものに限る。

注 2 [Redacted]

注 3 [Redacted]

注 4 [Redacted]

注 5 項目ごとに個数の上限は設けず、合算した額を支払額とする。 [Redacted]

[Redacted]

【誓約書】

- 1 足立区内に住民登録があり、かつ、申請の対象となる住宅での居住の実態がある。
- 2 同一世帯で複数の申請をしていない（当該年度の初回申請時に限る。）。
- 3 申請者は、管理者、管理組合等、申請の対象となる住宅に居住する者以外の者ではない。
- 4 申請の対象となる住宅は、店舗、事務所等ではない。
- 5 共同住宅に設置する場合において、当該共同住宅の管理者等の同意を得ている。
- 6 賃貸住宅に設置する場合において、当該賃貸住宅の所有者、管理者等の同意を得ている。
- 7 カメラ機能が付いている機器の設置の場合において、当該機器の設置場所及び撮影範囲は、申請者の管理の及ぶ範囲内である。ただし、当該撮影範囲にやむを得ず申請者の管理の及ばない範囲が入ってしまう場合は、法令等に則り、当該範囲の住宅等の居住者等の同意を得、撮影された画像データを適正に管理をする等、近隣住民のプライバシー等に十分配慮している。
- 8 防犯設備の設置に係る工事費等を申請する場合において、当該設置に係る工事は、専門事業者が行っている。
- 9 転売・譲渡等を目的としていない。
- 10 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合などの理由により、足立区防犯対策に係る防犯設備の設置及び物品購入補助金交付要綱第10条の規定に基づき交付決定の全部又は一部が取り消され、同要綱第11条の規定により当該補助金の返還を求められた場合は、当該補助金を速やかに返還する。

足立区防犯対策に係る防犯設備の設置及び物品購入補助金交付申請書（防犯物品）

足立区防犯対策に係る防犯設備の設置及び物品購入補助金について、足立区防犯対策に係る防犯設備の設置及び物品購入補助金交付要綱第 5 条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

申 請 日	年 月 日		
ふ り が な			
氏 名			
※ 申請者が未成年者の場合の保護者全員の氏名			
	続 柄		続 柄
住 所	足立区		
電 話 番 号			
補助対象物品番号※1		補助金交付申請額※2	円

※ 1 支払額は裏面に記入（自己所有に限る。）
※ 2 支払額に補助率を乗じた上限額以内の額（1 0 0 円未満切り捨て）

- 【添付書類】
- 1 領収書等の写し（申請者の氏名、領収書の発行者名、購入した物品の内容、購入日、支払金額（税込み）、領収年月日等が記載されたもの）
 - 2 申請者の本人確認書類（氏名、住所及び生年月日が分かる公的な証明書）の写し
 - 3

バイク盗難対策

は自動車検査証等の写し
 - 4 購入した防犯物品の設置後の写真
 - 5 その他区長が必要と認めた書類

以上

【裏面あり】

【裏面】

別紙 2

番号	補助対象	支払額	補助率	補助上限額
オートバイ盗対策				
9	チェーンロック		1／2	1,500円
10	ディスクロック			1,500円
11	バイクカバー			1,500円
12	ブレードロック			2,000円
13	U字ロック			1,500円

※ 全ての項目のうち3項目までとし、1項目につき1品までを対象とする。

足立区防犯対策に係る防犯設備の設置及び物品購入補助金
交付請求書兼口座振替依頼書

金 円

足立区防犯対策に係る防犯設備の設置及び物品購入補助金として、上記の金額を請求します。
なお、補助金は、下記の口座にお振り込みください。

年 月 日

（提出先）
足立区長

氏名

※ 本人（申請者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

〒

住所

振込先 金融機関	銀行 信用金庫 信用組合 農協			本店 支店 出張所 営業部
預金種目	普通・当座 (マルで囲む)	口座番号		
口座 名義人	フリガナ			
	氏名			

※ 口座名義人は、補助金請求者と同一の方に限ります（補助金の受領について、申請者から委任状が提出されている場合を除く。）。

本申請の記載事項について、誤字、脱字などの軽微な訂正については、区役所職員が行うことに同意します。 ※ 本人（申請者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

申請者

